

# 大熊町立大熊中学校「いじめ防止基本方針」

大熊町立大熊中学校

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

### 【いじめの定義】

本校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法定義より）

### 【基本理念】

- (1) 全教育活動を通じて「他者理解」と「思いやり」、「ならぬことはならぬ」という精神を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見、即時対応に努める。
- (3) いじめは「ひきょうな行為であり、人間として絶対に許されない」という意識を、子どもも大人ももつ。
- (4) 学級・学年・部活動等が、望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒ひとりひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努めるものとする。
- (5) いじめ防止のスローガンを掲げ、生徒・教職員・保護者が一丸となって、いじめ防止に努めるものとする。

### 【いじめの禁止】

生徒は、いかなる理由があっても、いじめを行ってはならない。

### 【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### <構成員>

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー  
外部者（学校評議員、PTA役員）

#### <活動>

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ 専門的な知識を有する者等との連携

#### <開催>

週1回、生活指導委員会を開催し、生徒理解と情報共有に努める。いじめ事案発生時は緊急開催とする。上記以外に、生徒指導全体協議会を4月に開催し、全教職員で配慮を要する生徒について、現状や指導計画について情報交換及び共通理解を図る。また、毎月開催の職員会議において、いじめの有無について全体で共有し、必要に応じて具体的対応策を協議する。

年2回、いじめ未然防止のための意識調査アンケートを行うと共に、生徒が振り返りをするためのいじめ実態調査を行う。

## (2) 校外における組織

- ① 会津若松地区中学校生徒指導協議会（年7回）：協議会に出席し、情報交換や連携を図る。

## 3 いじめの未然防止のための取組

- (1) 互いの良さを再認識させ、互いに認め合い、弱いものいじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図りつつ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) いじめ防止に資する生徒が自主的に行う、生徒会活動を支援する。  
いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめを正面から向き合うことができるようにする。
  - ① いじめ防止スローガンの設定及びその話し合い
  - ② 全校集会での呼びかけ
  - ③ 帰りの学活での反省
- (4) 「いじめ意識調査」を通して具体的にどのようなものがいじめとなるかを認識させる。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル教育を計画的に推進する。
- (6) 道徳や特別活動等の授業については、いじめを取り上げた題材を使って保護者にも授業参観してもらい、ともに考える機会をつくるとともに、いじめや人間関係の重点的な指導や相互理解を推進するグループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを取り入れた学習活動を展開する。
- (7) Q-Uテストの実施とその分析を通し、生徒の心を探るとともに、どの生徒も安心して豊かに過ごすことができるよう学級経営に生かす。

## 4 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

### (1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査（生徒指導部） 年3回（6月から各学期1回）
- ② 生徒対象いじめ意識調査（生徒会） 年2回（5月、10月）
- ③ 教育相談や三者懇談を通じた生徒からの聞き取り調査 年2回（5月、11月）
- ④ 保護者へのアンケート調査 年2回（6月、11月）

### (2) いじめ相談体制

生徒がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① 担任との教育相談（5月、11月、適宜）
- ② スクールカウンセラーとの個別面談（年2回以上、適宜）
- ③ 保護者へも教員及びスクールカウンセラーとの面談を推進する。

### (3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。（6月、10月、2月に実施）

## 5 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、直ちに情報を全体で共有し、組織的対応を行う。

- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

【いじめられた生徒・保護者に対して】

- ① いじめられた生徒には、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④ 徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- ⑤ 生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ 生徒の状況に合わせた継続的なケアを行う。

【いじめた生徒・保護者に対して】

- ① 複数の教職員が連携し、いじめをやめさせる措置をとる。
  - ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
  - ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
  - ④ 当該生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
  - ⑤ 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
  - ⑥ いじめをみていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- (3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って町教育委員会に報告する。また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。

## 6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、生徒や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、町教育委員会に報告する。
- (2) 町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、町教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。

## 7 年間計画 ※ 別掲 生徒会によるいじめ未然防止の取り組みについて

## 8 評価と改善

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。
  - いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
  - いじめ防止対策に関する取り組みに関すること
  - 生徒の活動によるいじめ未然防止の取り組みに関すること
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。

## 生徒会によるいじめ未然防止の取り組みについて

### 1 目的

- (1) 学級活動・道徳・集会等でいじめについて日常的に取り上げ、いじめの未然防止に努める。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を持つ。
- (3) 活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級・学校におけるより良い生活づくりに参画する態度を育てる。

### 2 いじめ未然防止のための取り組み

- (1) 望ましい人間関係づくりを目指した生徒会スローガンの検討
  - 平成 26 年度スローガン「いじめ NO LIFE ～笑顔の花よ、咲き誇れ～」
  - 平成 27 年度スローガン「いじめゼロ！ ～笑顔がみんなの合言葉～」
  - 平成 28 年度スローガン「O（思いやり）K（後悔しない）行動」
  - 平成 29 年度スローガン「思いやりの気持ちをもって K を大切にする」  
(コミュニケーション、会話、相手を考えること)
  - 平成 30 年度 1 学期目標「朝から笑顔」
- (2) 各学級におけるスローガンの反省。
- (3) 全校集会におけるいじめ防止の呼びかけや、校長講話等。
- (4) 前期、後期のいじめ意識調査を行い、集計・分析・報告。
- (5) ポスターや標語等の制作および掲示。
- (6) あいさつ運動を通しいじめ防止。

### 3 活動計画

月	活 動 内 容	
	生徒会	学級
4 月	○生徒総会での方針・計画提案、呼びかけ	
5 月	○いじめ意識調査（生徒会） ○全校集会①（いじめ未然防止スローガンについての説明） ○スローガンに関する全校生による話し合い	○スローガンの設定 ○目標の振り返り
6 月	○いじめに関するアンケート（生徒指導） ○全校集会②（各学級からの振り返り等）	○目標の振り返り
7 月	○全校集会③（各学級からの振り返り等）	○目標の振り返り
8 月	○ポスターや標語の募集、掲示	○目標の振り返り
9 月	○全校集会④（各学級からの振り返り等）	○目標の振り返り
10 月	○いじめ意識調査	○目標の振り返り
11 月	○全校集会⑤（各学級からの振り返り等）	
12 月	○いじめ意識調査	○目標の振り返り
1 月		○目標の振り返り
2 月	○全校集会⑥（各学級からの振り返り等）	○目標の振り返り
3 月	○「～未来へ～希望の花を咲かせよう」集会	